

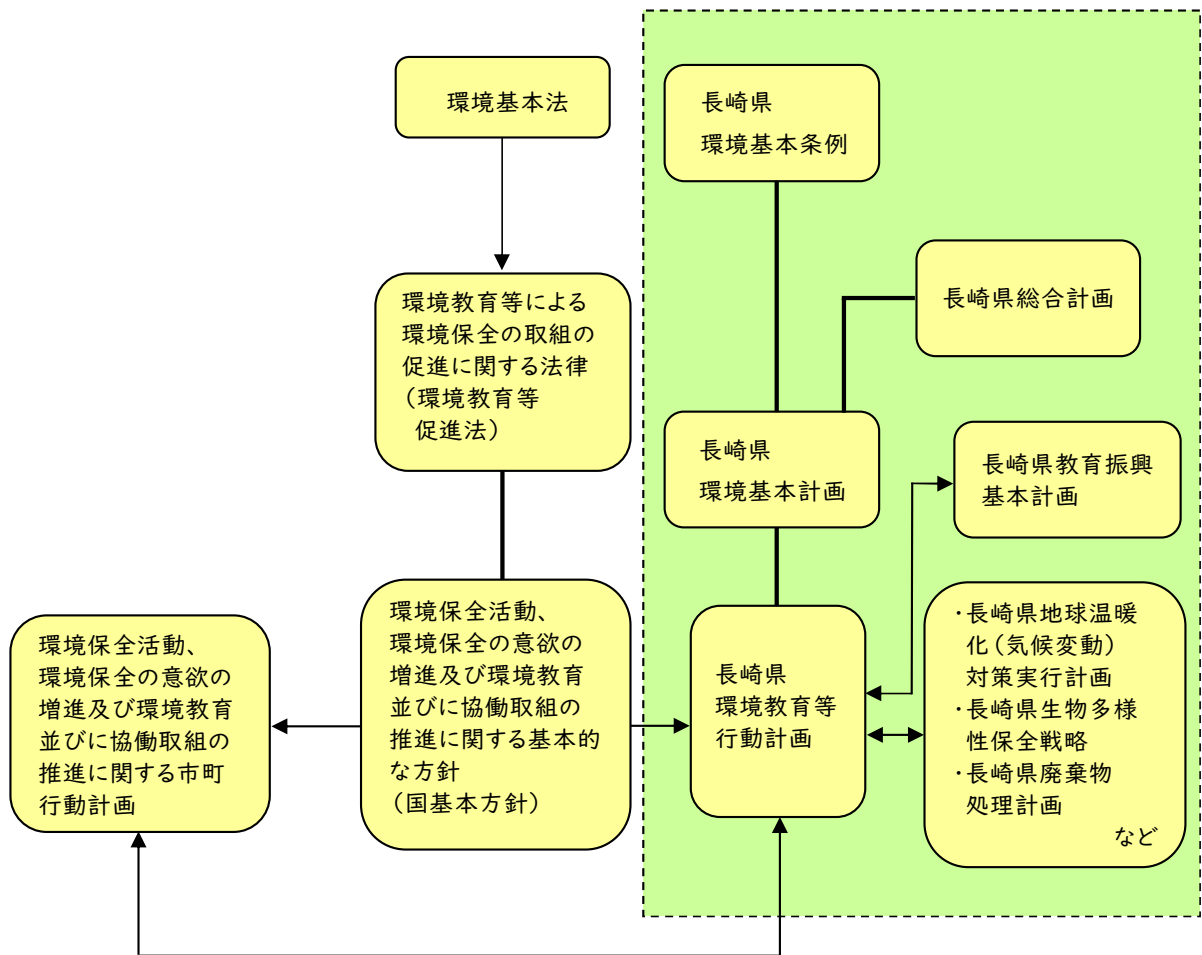
1. 行動計画の位置付け

この計画は、環境教育等促進法第8条の規定により知事が定めるものであり、同法第7条に基づく国基本方針を踏まえつつ、上位計画である「長崎県総合計画」、「長崎県環境基本計画」、「長崎県教育振興基本計画」とも整合を図っています。

また、この計画は、長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画や長崎県生物多様性保全戦略、長崎県廃棄物処理計画など環境関係の各種計画の推進を支えるものです。

さらに、この計画は、市町や事業者等が計画等を策定する際の指針となるものです。

〈図表19〉関係法律・計画体系図



2. 行動計画の目指す目標

私たちが直面する環境問題は、私たち一人ひとりが取り組まなければならない問題であり、一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。また、人口減少や少子高齢化が進む中、一人ひとりが担う役割も大きくなっています。持続可能な社会づくりのためには、ESDの視点に立った環境教育により一人ひとりの意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることが必要です。このことから、この計画では、『**持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと**』を行動計画の目指す目標とします。

3. 行動計画の計画期間

学びの実践から行動する人づくりにつなげるためには、長期的な視点での継続的取組が必要であることや、SDGsが2030（令和12）年までの目標であることも踏まえ、この行動計画の計画期間は、**2019（平成31）年度から2030（令和12）年度までの12年間**とします。

なお、県の総合計画や環境基本計画の見直し年度である2025（令和7）年度を中間年度として検証及び見直しを行いました。また、社会情勢の変化等により必要に応じてそれ以外の年度においても適宜検証を行い、見直しの検討を行います。

4. 行動計画の数値目標

この計画では、『**持続可能な社会づくりのために、一人ひとりが自ら主体的に環境保全に取り組むこと**』を目標にしており、学校等、家庭・地域、事業者、行政など県民総ぐるみで環境教育等に関する取組を推進することによって、詰替商品の購入や節電・節水の取組など、身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合を2030（令和12）年度までに100%とすることを目指します。

<計画目標>

指 標	基準値	中間目標値	目標値
身近な環境保全活動に取り組んでいる人の割合	62% (2018年度)	84% (2025年度)	100% (2030年度)

(注) 目標の割合については、県民意識アンケート調査結果（総合計画進捗管理用）に基づき算定することを基本とする。ただし、他のアンケート調査から算定した数値（割合）も参考値として使用することもある。

5. 施策と体系

この計画では、次の4つの施策を設定し、取組を進めます。

- ① 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進
- ② 協働取組の推進
- ③ 人材の育成
- ④ 拠点機能と情報発信の充実

(1) 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

学校等、家庭、地域、職場、並びに各種行事、ボランティア活動などの様々な場やあらゆる機会において、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方(ライフスタイル)に応じた環境保全活動や環境教育が行われ、身近で参加しやすい体験活動を充実させることにより、体験活動等を通じた学びの実践を通して、自主的な活動が自立的に社会の中で定着していくことを目指します。

環境保全活動は私たちにとって決して縁遠いものではなく、誰でも日常生活の中から取り組めるものです。長崎県の豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくため、一人ひとりが身近な環境保全活動を「環境マナー」と考えて行動していくことを目指します。さらには、一人ひとりが、周りの人と協力しながら身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

また、環境教育の実践においては、体験活動、対話、情報通信技術(ICT)の活用に着目しながら、身近な環境保全活動に取り組んでいくことを目指します。

(2) 協働取組の推進

環境保全活動、体験活動及び環境教育を推進するためには、学校等、家庭・地域、事業者、行政の各主体が適切な役割分担の下、対等な立場で相互に連携・協力しながら取り組む必要があります。この計画では、環境意識の浸透を図っている団体同士の連携・協力を促進しながら、環境教育等が、あらゆる主体、世代、地域の協働により効果的に取り組まれることを目指します。

また、協働の取組を効果的に進めるため、学校等、家庭・地域、事業者等をつなぐ中間支援機能の充実を図るとともに、中間支援機能を有する団体との交流や情報交換等により中間支援団体としての機能充実を目指します。

(3) 人材の育成

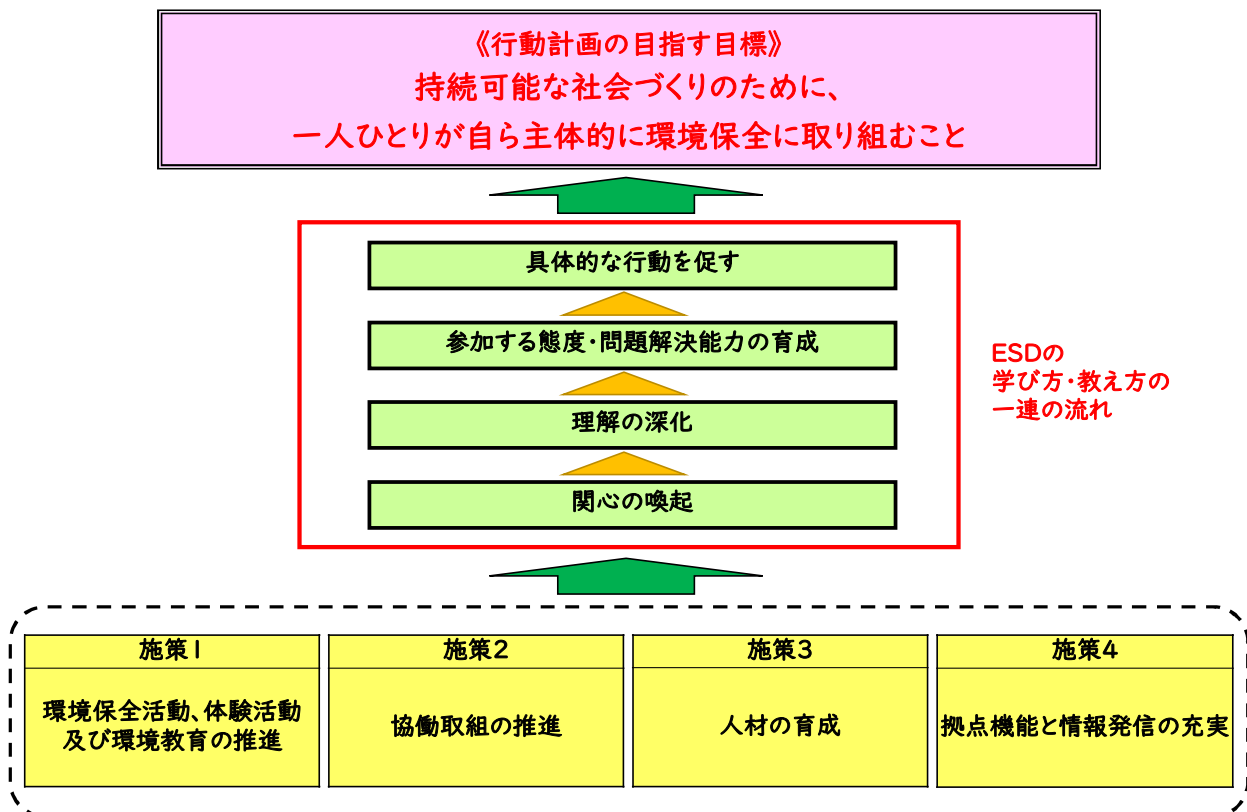
環境保全活動や環境教育、ESDの取組を効果的に進めるため、環境意識の浸透を図る人材の育成や、体験学習や環境学習を支援する人材の育成、学校や自治会等の地域活動を支援する団体や人材の育成が求められています。

人材の育成にあたっては、ESDやSDGsの考え方も踏まえ、環境問題と私たちの生活の関連性の総合的・体系的な理解を促し、身近な環境保全活動を引き出すことができる人材の育成を進め、学校等において環境教育等に取り組む教職員や、地域等で環境教育等を実践する環境リーダーの育成・確保、資質向上を目指します。

(4) 拠点機能と情報発信の充実

各主体が効果的に環境保全活動、体験活動及び環境教育を実践できるようにするためには、環境に関する関心や興味を高める情報発信の充実、簡単に取り組める体験活動や環境学習の場の創出及び支援、取組事例等の情報発信や体験活動等の紹介など、拠点機能と情報発信の充実が必要です。このことを踏まえたうえで、環境教育等に関する情報提供の場、環境教育等の活動の場、各主体、各世代、各地域が協働するための場など、拠点としての機能を担う体制を整備・充実させるとともに、これらの拠点が有効に活用されることを目指します。

〈図表20〉第2次長崎県環境教育等行動計画 改訂版の施策体系図



6. 各主体の役割

持続可能な社会づくりに向けた取組を推進するためには、次に掲げる5つの重要事項を、対象となる人のライフステージ又は生活の在り方（ライフスタイル）等に応じて、各主体がそれぞれの立場で積極的に推進することが不可欠です。なお、各主体の取組例については巻末の資料編を参照ください。

- ◇環境に対する関心を喚起する
- ◇共通の理解を深める
- ◇意識の向上を図る
- ◇参加意欲を喚起する
- ◇問題解決能力を育成する

(1) 学校等の役割

持続可能な社会づくりのためには、様々な機会を通じ環境問題について学習するとともに、主体的に環境保全活動に取り組むなど、次世代を担う子どもたちを対象とした環境教育等をより一層推進する必要があります。

学校等は、家庭や地域とともにその役割を担っており、日常生活を含めたあらゆる教育活動を通じて、持続可能な社会の担い手として必要な「知識・能力・態度・価値観等」を児童・生徒・学生に身につけさせる必要があります。さらに地域の課題解決を担う人材育成の観点から、家庭・地域と協働し、環境教育等を推進することも必要です。

また、留学生や国際交流事業等を通じて、グローバルな視点に立って環境問題を多面的に捉えることができる生徒や学生を育てることも重要であり、学校等においてその取組を進めることが必要です。

学校等の中で、大学は、教養科目や専門科目等を通じた学生に対する環境教育等を行うとともに、環境に関する研究を行うなど、環境教育等の実践者や指導者の育成の場として重要です。また、公開講座や出前講座など地域における環境教育等の場として重要です。

幼稚園・保育所・認定こども園は、日常の保育の中で、幼児が、遊びや体験活動を通じて身近な環境に触れ合い、様々な気づきが得られるよう取り組むことが大切です。

(2) 家庭・地域の役割

家庭は、価値観や生活の在り方（ライフスタイル）の形成にかかわる重要な場であり、日常生活と環境との関わりに気づく最も身近な場でもあります。家庭においては、大人が子どもたちに環境に配慮する意識や行動の重要性について伝えたり、子どもたちが学校等で学んだことを大人たちに伝え、家族で話し合うことなどを通じて、環境保全活動について理解を深めることが期待されます。

環境問題について、日頃から家庭で話し合い、身近な環境保全活動として、例えば不要な電気機器のスイッチオフ、詰替商品や簡易包装製品など環境に配慮した製品の率先購入、公共交通機関の利用やエコドライブ等のスマートムーブ、マイバッグの使用、食品ロス削減、ごみ分別の徹底などといった、「賢い消費者になる」ことにもつながる取組のほか、地域の清掃・美化活動への参加など、家族で取り組むことが重要です。

また、地域においては、自治会、婦人会、子ども会、PTA、老人クラブなど、目的に応じて様々な団体が活動を行っており、地域づくりの主要な担い手となっています。これらの地域コミュニティは、日頃の生活の営みの中で、日常的に自然環境や生活の在り方（ライフスタイル）を学び、体験する場であるとともに、様々な世代や主体の交流と

連携のもと、地域のリーダー等が中心となって、地域の特性を活かした「環境」の側面も取り入れた「まちづくり」などを進めていく重要な場でもあり、様々なライフステージに応じた取組を推進することが期待されています。

さらに、環境保全を目的とするNPO等の民間団体も含め、学校等、家庭・地域、事業者、行政等が協働して環境教育等の推進に努める必要があります。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたり、環境負荷の低減に努めるとともに、環境に配慮した製品やサービスの提供、情報発信を行うことにより、消費者や観光客、取引先等の環境意識の向上や醸成にもつながっていくことが期待されます。その際、事業活動とSDGsの目標との関連づけの活用（例えば、『つくる責任、つかう責任』、『海の豊かさを守ろう』、『陸の豊かさを守ろう』と言った目標の達成に貢献できるなど）や環境負荷削減効果の見える化など、自らが行っている環境に配慮した事業活動について分かりやすい説明を行うことで、消費者や観光客、取引先へ気づきや学びの機会を提供することにもつながります。

また、地域の一員として、地域の環境の現状や課題を認識し、地域の環境保全活動に参加するとともに、事業者独自の環境関連施設見学会や体験学習会の開催、環境に配慮した事業活動内容の公表など、自発的な取組も求められています。

さらに、事業者は、従業員の環境保全活動への関心を喚起し、参加意欲の向上を図るため、地域の環境保全活動や環境マネジメントシステムの取組なども活用しながら、従業員に対する環境教育等の実施に努める必要があります。

また、外国人労働者の受け入れに際しては、グローバルな視点に立ち、相手側の文化や価値観などを尊重しつつ、外国人労働者が職場や地域生活に馴染み、溶け込みやすくするため、受け入れ機関等が実施する生活オリエンテーション等において、ごみ出しの方法や環境マナーなど、社会生活を送る上でのルールを学ぶ機会を設けることも必要です。

職場において従業員一人ひとりが、環境負荷低減に関する意識を高め、自発的に取組を進める意欲を増進することは、職場における環境負荷を低減するだけでなく、その職場で取り組まれる施策や事業をより環境に配慮したものとし、ひいては持続可能な経済システムを構築していくうえでの基盤となり、職場における環境教育等が、従業員の家庭や地域社会における取組にもつながることが期待されます。

(4) 行政の役割

県や市町は、地域の環境の現状や問題について把握するとともに、具体的な環境保全活動や環境教育に取り組む学校等や家庭・地域、事業者を支援し、連携を促すため、地域の実情に応じた普及啓発や情報・資材の提供、体験の場の提供、人材の育成、ネットワークの構築などに取り組むことが必要です。

特に、基礎的自治体である市町は、地域における環境保全活動や環境教育の実践に役立つ情報等の収集・整理・提供、地域資源を活用した環境教育等の機会の提供、学校等・自治会などの地域活動団体・事業者など多様な主体をつなぎ、協働取組を支援する役割などが期待されます。例えば、地域の環境行政上のビジョンや課題、その解決のために地域住民ができることについて情報発信することにより学習テーマを提供したり、環境学習の場として、環境に配慮した設備を有する公共施設、ごみ処理施設、上下水道施設等の見学会など、体験の機会を提供することなどが考えられます。

一方、広域自治体である県は、県内全域を対象とした計画の策定や体制・仕組みづくりを行うとともに、市町の枠を超えて実施することが効果的である取組を行うことが、主な役割と考えられます。あわせて、県と国、各市町、各教育委員会、他部局との連携を強化し、消費者教育等他の分野の取組との連携を推進することによる効果的な取組が求められています。

さらに、県や市町も一事業者として、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの削減等を図るため、公共施設等の節電や省エネルギー、リサイクルの推進などの取組を進めることにより、職員の環境に対する意識の向上を図ることも必要です。

これらに加え、県や市町は、外国人労働者や観光客に対しても、ごみの投げ捨て禁止や市町のごみ出しルールを守ること、自然環境を大切にすることなど、環境保全に関する普及啓発にも取り組むことが必要です。

また、国・県・市町等が設置している環境学習施設、自然観察施設や自然体験施設、青少年教育施設（少年自然の家、青年の家等）などの社会教育施設、地球温暖化防止活動推進センター、研究機関等の環境教育関連施設は、環境保全活動や環境教育の拠点としての重要な役割を担っています。このため、これらの公の環境教育関連施設は、民間団体や事業者等が設置・運営している環境教育関連施設等とも連携を図りながら、環境に関する意識の普及や情報発信、体験活動などの取組を進めていく必要があります。